

ユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム螢流莊
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(岡山県指定 第 3373700834)

当施設は利用者契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。認定申請中で要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. 利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了）.....	7
7. 残置物引き取り	8
8. 苦情・相談の受付について.....	9
9. 緊急時の対応について.....	9
10. 事故発生時の対応について.....	9
11. 情報開示について.....	9
12. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて.....	10
13. 高齢者虐待防止について.....	10
14. 非常災害対策について.....	10
15. 感染症・食中毒の予防について.....	10

1.施設経営法人

事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 光風福祉会
(2) 法人所在地 岡山県美作市湯郷903番地
(3) 電話番号 0868-72-6660
(4) 代表者氏名 理事長 森 崇文
(5) 設立年月日 平成25年7月19日

2.利用施設

(1) 施設の種類	指定介護老人福祉施設・平成26年10月1日指定 岡山県 第 3373700834号
(2) 施設の目的	要介護利用者に対し、適正な介護老人福祉施設サービスの提供
(3) 施設の名称	特別養護老人ホーム螢流荘
(4) 施設の所在地	岡山県美作市湯郷903番地
(5) 電話番号	0868-72-6660
(6) 管理者 氏名	安達健一
(7) 当施設の運営方針	介護保険法の理念に基づき利用者の心身の状態等をふまえて、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたり配慮し、介護にあたる。
(8) 開設年月日	平成26年10月1日
(9) 入所定員	30人

3.居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しております。入居される居室は、すべて個室です。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	30室	
合計	30室	
食堂談話コーナー	3ヶ所	ユニット内のリビングスペース
機能訓練室	3ヶ所	ユニット内のリビングスペース
浴室	4室	一般浴室 3室・特別浴室 1室
医務室	1室	

※上記は、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

各個室に洗面台、ベッド、クローゼットが設置しております。

トイレはユニットに男女兼用各4ヶ所、男性用各1ヶ所浴室は各1ヶ所あります。

4.職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算(兼務)	指定基準
1.施設長(管理者)	1名	1名
2.介護職員	20名以上	17名
3.生活相談員	1名以上	1名
4.看護職員	2名以上	2名
5.機能訓練指導員	1名(兼務)	1名
6.介護支援専門員	1名	1名
7.医師	(必要数)	(必要数)
8.管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間の所定の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1.医師	毎週火曜日 13:30～必要時間
2.介護職	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7:00～16:00 3名 日勤： 9:00～18:00 3名 遅出： 12:30～21:30 3名 夜間： 21:30～ 7:30 2名
3.看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 2名

☆土曜・日曜・祝日は上記と異なる場合があります。

5.当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについて、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事摂取のお世話をします。
- ・利用者の自立支援のために離床して食堂・談話コーナーにて食事をとっていただくことを原則

としていますが、利用者のご希望や身体の状況によってはお部屋での喫食も選択可能です。

(食事時間)

朝食：7：00～9：00 昼食：12：00～14：00 夕食：17：00～19：00

(上記の時間内でしたらお好みの時間に喫食していただくことができます。)

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械付浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自律を促すために、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自律への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

(料金については別紙1料金表を参照)

(1) 介護給付によるサービス（契約書第3条参照）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

(2) その他介護給付サービス

(料金については別紙1料金表を参照)

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事の提供に関する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

(料金については別紙1料金表を参照)

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。（料金

については別紙1料金表を参照)

③ 特別な食事

利用料金：要した費用の実費

④ 理容・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービスを利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円（カットのみ）

⑤ 貴重品の管理

利用者の希望により、貴重品管理サービスを利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金および現金

○お預かりするもの：上記通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書、現金

○保管管理者：安達健一

○出納方法：手続の概要は以下の通りです。

・預金の預入れ及び引出しが必要な場合、備付けの届出書を担当責任者、保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預入れ及び引出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを利用者へ交付します。

○利用料金：1ヶ月あたり 2,000円

⑥ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします）	
2月	節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	ひなまつり会（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
4月	お花見	
5月	端午の節句	
6月	お楽しみ会	
7月	七夕	
8月	納涼まつり	
9月	敬老会	
10月	創立記念日	
11月	お楽しみ会	
12月	クリスマス会	

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道、カラオケ、絵手紙、体力アップ、手工芸（材料代等の実費をいただきます。）

⑦ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。（1枚につき10円）

⑧ 日常生活上必要になる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

個人用タオル、歯ブラシ、予防接種等の健康管理費など（実費）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨ 契約書第21条に定める所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合などに、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護保険負担 1割	768円	836円	910円	977円	1043円
2割	1536円	1672円	1820円	1954円	2086円
3割	2304円	2508円	2730円	2931円	3129円

※別途、介護職員等処遇加算（Ⅲ）として介護サービス費の11.3%をいただきます。

前項②に規程するホテルコスト（居住費）については契約書第4条三項に準用します。

（3）利用料金の支払い方法（契約書第6条参照）

前期（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア.窓口での現金支払い

イ.下記指定口座への振り込み

ゆうちょ銀行 記号15490 番号19526041

ウ.金融機関口座から自動引き落とし（※引落の際、手数料10円かかります）

利用できる金融機関：ゆうちょ銀行

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（しかし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院を義務づけるものではありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人清風会 日本原病院
所在地	岡山県津山市日本原352
診療科	内科、心療内科、放射線科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	駿河歯科医院
所在地	岡山県美作市湯郷176-2

6.施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

（契約書第15条参照）

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書類第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設から退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれた場合もしくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

*利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

当該月につき6日以内（連続して6泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても所定の利用料金を負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合など、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合がございます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することができません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ホテルコスト（居住費）については、居室内に私有物の遺留品がなく、利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護事業所に活用することに同意いただく場合には、所定の料金をご負担いただく必要はありません。

（3）円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により事業者は利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要に以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7.残置物引き取り（契約書第22条参照）

退所時、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合は身元引受人に残置物を引き取っていただきます。

引渡しにかかる費用については、利用者又は身元引受人に負担いただく場合があります。

8.苦情・相談の受付について（契約書第25条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は専門窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 安達 健一 [職名] 施設長
○苦情受付窓口（担当者） 小坂田 美香 [職名] 介護支援専門員
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00
電話番号 0868-72-6660

また、施設内に設置する「ご意見ポスト」に投函することができます。

（2）行政機関その他苦情・相談受付機関

美作市役所	所在地 岡山県美作市北山390-2番地 電話番号 0868-75-3912
保健福祉部高齢者福祉課 勝央町役場 健康福祉部	所在地 岡山県勝田郡勝央町平242-1 電話番号 0868-38-7102
奈義町役場 健康福祉課	所在地 岡山県勝田郡奈義町豊沢327-1 電話番号 0868-36-6770
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-9101 受付時間 9:00～17:00
岡山県社会福祉協議会	所在地 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内 電話番号 086-226-2822 受付時間 9:00～17:00

9. 緊急時の対応について

管理者及び嘱託医に連絡し、応急処置を行うとともに家族に連絡し対応を協議する。必要時は緊急車両を依頼し、同行受診する。

10.事故発生時の対応について

- （1）当事業所では、利用者に対して行った施設サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村・利用者の家族・嘱託医等に連絡を行うとともに必要に措置を講じます。
- （2）当事業所は前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録し、保存いたします。
- （3）当事業所は前項の記録が事業所の責任において発生した場合には、その損害を賠償いたします。

11.情報の開示について

法人は、本人が自己の個人情報（介護・看護記録を含む）について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止などの申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、管理者までお問い合わせ下さい。

1 2. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当施設では、別途定める「身体拘束の適正化のための指針」に基づき、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体の保護の目的で、緊急やむを得ない場合は指針に沿った手順で行います。

- ① 虐待拘束廃止委員会による検討
- ② 家族等への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

1 3. 高齢者虐待防止について

当施設では、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に取り組みます。

1 4. 非常災害対策について

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、災害に備えて定期的に避難救出等の必要な訓練を行わなくてはなりません。当施設においても消防計画に沿って各種訓練（避難誘導・通報・消火等）を毎年2回行います。又、別途定めるB C P（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも出来る限り事業が継続できる様に尽力していきます。

1 5. 感染症・食中毒の予防について

当施設は、別途定める「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」に基づき、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるB C P（事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力していきます。

＜重要事項説明書付属文書＞

1.事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階建て

(2) 建物の延べ床面積 3,234.93m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成26年10月 1日指定 岡山県 3373700834号
定員 20名

[通所介護] 平成26年10月 1日指定 岡山県 3373700826号
定員 25名

2.職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員・・・ 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・ 主に利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介助等も行います。2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ 利用者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務しています。

介護支援専門員・・・ 利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員を兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

医 師・・・ 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。（火曜日往診、その他緊急時）

3.契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通りに行います。（契約書第2条参照）

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は施設サービス計画の原案について、利用者及び家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 施設サービス計画は、6ヶ月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、必要があるかどうかを確認し変更の必要のある場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付しその内容を確認していただきます。

4.サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者的心身等の情報を提供します。
また、利用者の円滑な退所のために援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

5.施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

タンス、テレビ、ラジオ、電気毛布、衣類、寝具、洗面用具、身の回り品、仏壇等は介護に支障がない限り持込みいただいても構いません。

他のものの持込みを希望される場合は、相談願います。

（2）面 会

面会時間 9：00～18：00

※来訪者は、受付を済ませ職員に声をかけて下さい。

（3）外出・外泊（契約書第23条参照）

外出・外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

（4）食 事

食事が不要な場合は、前日17時までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の配置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6.損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害賠償の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規程に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

重要事項説明書に関する同意書

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム螢流荘

説明者職名 氏名 藤原 裕一 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意し、受け取りました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印 (利用者との関係)

[別紙1 料金表]

○特別養護老人ホーム螢流荘 利用料金表

令和 7年 4月 1日

要介護度	サービス費（31日）（1割負担）	（2割負担）	（3割負担）
要介護1	23,808円（1日768単位）	47,616円	71,424円
要介護2	25,916円（1日836単位）	51,832円	77,748円
要介護3	28,210円（1日910単位）	56,420円	84,630円
要介護4	30,287円（1日977単位）	60,574円	90,861円
要介護5	32,333円（1日1043単位）	64,666円	96,999円

介護職員等処遇加算（III）として介護サービス費の11.3%加算します。

+

負担段階	食費（31日）	居住費（ホテルコスト）
第1段階	9,300円（1日300円）	25,420円（1日 880円）
第2段階	12,090円（1日390円）	25,420円（1日 880円）
第3段階①	20,150円（1日650円）	40,610円（1日1,370円）
第3段階②	42,160円（1日1,360円）	40,610円（1日1,370円）
第4段階	44,950円（1日1,450円）	63,550円（1日2,150円）

【合計】

要介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	60,388円	63,178円	86,428円	108,438円	135,408円
（2割）	84,196円	86,986円	110,236円	132,246円	159,216円
（3割）	108,004円	110,794円	134,044円	156,054円	183,024円
要介護2	62,496円	65,286円	88,536円	110,546円	137,516円
（2割）	88,412円	91,202円	114,452円	136,462円	163,432円
（3割）	114,328円	117,118円	140,368円	162,378円	189,348円
要介護3	64,790円	67,580円	90,830円	112,840円	139,810円
（2割）	93,000円	95,790円	119,040円	141,050円	168,020円
（3割）	121,210円	124,000円	147,250円	169,260円	196,230円
要介護4	66,867円	69,657円	92,907円	114,917円	141,887円
（2割）	97,154円	99,944円	123,194円	145,204円	172,174円
（3割）	127,441円	130,231円	153,481円	175,491円	202,461円
要介護5	68,913円	71,703円	94,953円	116,963円	143,933円
（2割）	101,246円	104,036円	127,286円	149,296円	176,266円
（3割）	133,579円	136,369円	159,619円	181,629円	208,599円

[要介護度および負担段階別利用料金一覧表（1ヶ月・31日あたり）]

<その他介護給付サービス加算>

上記利用料に下記料金が追加になります。

※初期加算（入所後30日まで）、入院・外泊時加算（1ヶ月に6日以内）、看護体制加算（I）（II）、療養食加算（該当の方のみ）、若年性認知症入所者受入加算（該当の方のみ）

※下記表の加算単価表の加算適用条件が整い、指定が得られたものについては、今後追加ご負担頂くことになります。その場合は、事前にその負担額の変更についてご連絡いたします。

加 算 項 目	単位
初期加算（入所後30日まで）	1日 30
入院・外泊時加算（1ヶ月に6日以内）	1日 246
栄養マネジメント強化加算	1日 11
科学的介護推進体制加算II	1月 50
夜勤職員配置加算（I）（II）	1日 22
日常生活継続支援加算	1日 46
サービス提供体制強化加算（I）	1日 22
サービス提供体制強化加算（II）	1日 18
サービス提供体制強化加算（III）	1日 6
看護体制加算（I）	1日 6
看護体制加算（II）	1日 13
経口維持加算I（該当の方のみ）	1月 400
療養食加算（該当の方のみ）	1日 18
看取り介護体制	
（死亡以前31日～45日以下）	1日 72
（死亡以前4日～30日以下）	1日 144
同上（死亡前日および前々日）と（死亡日）	1日 680と1280
若年性認知症入所者受入加算	1日 120
口腔衛生管理体制加算	
認知症専門ケア加算	
褥瘡マネジメント加算	
排泄支援加算	

＜その他必要な費用＞

サービス内容	金額
理髪料	1回あたり 2000 円（カットのみ）
日常生活品購入費	実費
クリーニング代	実費
予防接種	医療機関が定めた額
個別対応の飲食物	1杯あたり 50 円
買い物代行	1回あたり 100 円
預り金管理	1ヶ月あたり 2000 円
電器類 コンセント使用	1日あたり 30 円
死後処置ケア	10,000 円（衣装別）

